

補助事業の説明

(環境に配慮した住宅改修工事及び省エネ機器設置工事)

改修工事の名称		その概要、機器類の種類、評価基準等
ア	外壁等の断熱改修工事	(1)外壁、床及び屋根若しくは天井の断熱性能のある建材による改修をいう。 (2)使用する建材(外壁材、グラスウール等の断熱材等)は、熱伝導率等の断熱性能が日本工業規格(JIS)に適合していることの認証を受けているもの、若しくは同等以上の性能を有することが他において証明されているものであること。 (3)少なくとも1居室以上の施工をすること。
イ	窓の断熱改修工事 (二重窓、二重サッシの取付け)	(1)二重窓、二重サッシの取付け (2)少なくとも1居室以上の施工をすること。
ウ	窓の断熱改修工事 (複層ガラスの取付け)	(1)JIS R 3209:1998に規定する複層ガラスと同等以上の性能を有することが証明されている複層ガラスの取付けであること。 (2)少なくとも1居室以上の施工をすること。
エ	屋根の断熱改修工事 (高反射率塗装)	(1)日射反射率50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装工事をいう。 (2)国内の第三者機関によるJIS規格に基づく日射反射率を証明するものがあること、又はこれに類する証明があること。 (3)屋根又は屋上(ルーフバルコニー含む)の施工であって、全面の施工であること。
オ	太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置	(1)一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定を受けたものであること。 (2)生み出された熱及び温水は、住宅で使用されるものであること。 (3)機器は、未使用のものを購入すること。
カ	高断熱浴槽の設置	(1)JIS A 5532及びA 5532改正原案に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することが証明されているものであること。 (2)機器は、未使用のものを購入すること。
キ	分譲マンション 共用部分の 改修工事	LED照明器具の設置 (1)分譲マンションの共用部分にLED照明器具を取付ける工事であること。 (2)共用部分は、概ね、玄関、廊下、階段、建物周囲の敷地とする。 (3)器具は、未使用のものを購入すること。
ク		段差解消、手すり取付け (1)分譲マンションの共用部分でつぎのいずれかの改修等を行う工事であること。 ①エントランスや廊下等にある段差の解消 ②廊下や階段等への手すりの取付け (2)共用部分は、概ね、玄関、廊下、階段、建物周囲の敷地とする。
ケ	節水トイレの設置	(1)JIS A 5207に規定する「節水Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有することが証明されているものであること。 (2)機器は、未使用のものを購入すること。
コ	高効率給湯機の設置	(1)住宅で使用する電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)のいずれかを設置すること、又は同等以上の性能を有することを証明するものがあること。 (2)機器は、未使用のものを購入すること。
サ	住宅の外壁改修	(1)住宅の外壁(全部の施工を原則とする)の改修等を行う工事であること。 (2)亀裂、腐食、汚れ、変形、雨漏り等による補修